

## 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要について

### 1 改正の趣旨

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、よりの確なまん延防止措置が講じられるようにするため、届出義務違反に関するペナルティの強化を図るとともに、移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成措置の制度化等を行う。

### 2 改正の概要

#### (1) 疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化

##### 手当金の不交付

殺処分等の対象となった家畜等の所有者に交付される手当金について、家畜伝染病のまん延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、支払わないこととする。

##### 届出義務に違反した所有者に係る罰則の強化

家畜の所有者が届出義務に違反した場合の罰則を3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げる。

#### (2) 移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化

移動制限命令に協力した畜産農家に対し、都道府県が売上げの減少額や飼料費・保管費・輸送費等を助成する場合には、国がその助成額の1/2を負担することとする。

#### (3) 都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担

都道府県の防疫事務の実態を踏まえ、従来から国が負担しているものに加え、衛生資材の購入費又は賃借料（防護服、車両消毒等）

家畜防疫員が自ら患畜等の死体や汚染物品の焼却・埋却を行った場合の費用について、その1/2を国が負担することとする。